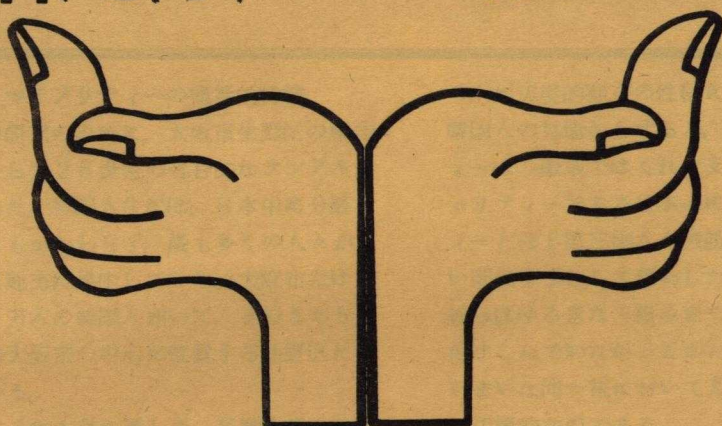


昭和52年7月15日発行(毎月1回15日発行)
昭和51年5月10日第三種郵便物認可

民闘連 ニュース

1977. 6. 7 合併号 第22号



目 次

■論文紹介 在日韓国人の意識と実態(3) 韓培浩	1
■ミニ情報	7
■資 料	
在日韓国人金敬得君の司法修習生採用問題に関する意見書(6)	9
■在日韓国人に関する資料(3)	
出身地(本籍地)別在日韓国人の人口推移	15
出生地別在日韓国人の人口推移と比率	17
出生地別・出生時期別統計	17
■編集後記	18
■資料案内	19

発行 民族差別と闘う連絡協議会

●論文紹介

在日韓国人の意識と実態(3)

— 大阪・生野区における在日韓国人を対象として —

韓 培 浩 (ハン・ベエホ)
(高麗大学教授)

ホン・ソンチク (高麗大学教授)

■韓国人マイノリティーの概括的特徴

我々の研究のために、大阪市生野区の韓国人住民から225世帯の合目的なサンプルが抽出された。韓国人住民は、日本中に分散しているにもかかわらず、最も多くの人々が大阪と東京地方に集中している。大阪市だけでも約15万人の韓国人がいて、そのうち5万人がこの大阪市の中心に位置する生野区に集中している。

1974年1月を通して、高麗大学の政治学者である韓培浩博士、そして同大学の社会学者ホン・ソンチク博士によって構成された研究チームは、在日韓国基督教会館(KCC)のスタッフの援助で、この地区の韓国人住民との接触を確立するために、現地で2週間費やした。調査員は、初めに韓国語で、次に日本語に訳された仮りの質問書を用意して、帰国について試してみた。

この研究の探査の性質にもかかわらず、在日韓国人のいくつかの重要な特徴が、次の主要な要因から証明・分析される。a アイデンティティーと同化の問題、b 概括的生活条件、c 社会的・組織的活動、d 在日朝鮮人に共有されたいくつかの特徴的価値観、である。

a、アイデンティティーと同化の問題

日本のような社会に住む韓国人の間で、アイデンティティーの質問がさしきまって重要である理由を理解するのはたやすい。根本的には、その問題は在日韓国人マイノリティー

の正に辺境的存在の性格に由来する。本国の韓国人の見地からすると、韓国人マイノリティーは“敵地ではくれた支族”である。マジョリティーである日本人にとってマイノリティーとは『第三国人(戦勝国で敗戦国でもない国民)』として蔑称した人々のことである。彼らはゆるぎなく組み立てられた日本社会に溶けこんでいなかったがために、母国とのあいまいな同一視において文化的同一視において辺境的なのである。

225人の回答者のうち、5・3%が25年あるいはそれ以下、20・89%が26～35年、27・11%が36～45年、11・11%が46年以上日本に在住していた。そして34・6%が二世である。2人が在住期間を明らかにすることを拒否した。おそらく日本への不法入国のためであろう。韓国から日本へ来たことが明らかな47人の回答者のうち、45・58%は、経済的困窮のため韓国を去り、未熟練労働者として工業都市大阪に住みつuitたと述べた。38・1%は子供の時に親と同行した(表1・2)

調査対象である回答者の受けた教育水準は全般に低い。全調査対象の3分の1近くが正式の教育を受けていない。17・7%は小学校を卒業したか、もしくは中退であった。15・1%は中学校水準であり、23・5%は高等学校水準である。わずか6・7%だけが大学教育を受けた(表3)

回答者の信仰背景の調査によれば、在日韓

国人は宗教的傾向を持っていないことがわかる。このことは全回答者のうち80・8%が「無宗教」という回答範疇に書き込んだ事実によって証明された。残りは以下のように分れた。仏教8・4%, プロテスタント4%, 創価学会2・7%, カソリック0・8%, 儒教0・8% (表4)

戦前の日本に、早い時期に渡った人々は、彼らが知ったわずかの奇妙な言語を用いて異国文化に順応しなければならなかった。言語、習慣の障害は、韓国人と日本人との誤解、不和の主な原因であった。しかしながら、時が経つにつれて二世が一世よりも多くなった。実際二世の大多数は母国との接触を失ない、言葉、態度、そしてある程度習慣においても日本的である。二世の大半は、家庭で韓国語を話すことはおろか、あえて学ぼうともしない。「あなたはどの程度家庭で韓国語を使いますか」という質問に対して全回答者のうち21・3%だけが日常会話で使うと答えた。19・1%は“非常に限られた範囲で”15・5%は“家族の何人かが使う”43・5%は全く使わないと示した。この状況は一部には朝総連によって運営された学校を抑制する手段として、朝鮮人学校に対する厳格な法を実施した日本政府の公政策に由来している。北朝鮮系の学校は母国語を教え続け、週わずかの日本語の時間を除いて全ての授業が母国語で教えられている。

また、回答者の大多数は子供達を民族学校には通わせず、日本の公立学校に通わせている。調査時において165世帯が小学校あるいは中学校に通う子供を持っているが、そのうち106世帯(64・2%)は日本の学校へ行かせている。わずか34世帯(20・6%)が韓国人個人もしくは民族機関によって運営されている学校へ行かせている。

言語・正式の教育経験、ある程度の習慣に関して、我々の調査対象を含めた在日韓国人の大多数は、母国との接触をほとんど保てずそれだけ日本的である。しかし、このことが日本人の生活への同化度を意味するかといえば、必ずしもそうでない。彼らが将来の地

位や計画の問題に直面した時、かなりのアンビバランス(反対感情併存)を示す。

たとえば、日本に永住する意思があるかどうかをねてみると、51・6%が肯定し、12・8%が帰国したいと答え、16・5%は見解なしであった。残り(15・1%)はもし祖国が再統一されるのなら、あるいは韓国での生活条件が十分に向上された時には帰国したいと答えた。7人(3・1%)は北朝鮮に帰りたいと望んだ(表5)。この調査結果でわかることは、半数をわずかに上まわる回答者(51・5%)が、はっきりと日本での永住を望んでいることを表わしたことであり、一方31・1%の人が条件が整った時に帰国したいとしたことである。日本に永住すると決めた人々は、おそらく選択して、もしくは必要にせまられてそのたうに決めたようである。つまり、選択においては日本は経済的に多くの物を提供してくれると感じ、経済生活の基盤をすでに確立したと感ずるからであり、そして必要性においては、他に選ぶべき道がないからである。

日本での永住を望む回答者がかなりの数にのぼることを予期して、日本人との接触度と進んで永住の地を日本に定める意志との関係を調べることによって、いくつかの特徴を調べてみた。

日本人と個人的に極めて親しい関係を育てた93の回答者の中で59・1%は日本での永住を望んだ。一方、日本人の中に親しい友人を持たない125人の回答者の日本永住希望者は44・0%であった。このことは、日本人との個人的関係が、永住の質問に対するその人の態度に影響を及ぼす1つの重要な要因であることを意味する(表6)。さらに、回答者が若ければ若い程、日本永住を望む傾向がある点で年齢の要因がこの質問と何らかの関連があるようだ。例えば、40才未満の回答者78人のうち55・2%が日本永住を希望し、もっとも高い率を示した。ついで高かったのは55才以上で50・7%であった。興味深いことに、日本永住の選択をした率のもっとも低かったのは40～54才であった。

言いかえれば、若い層と高年層は日本永住に対してよりはっきりとした態度を持っていることであり、中年層はアンビバランスに苦しんでいるように思われる。このことは中年層に「わからない」という回答が他と比較して最も多かったことに表わされている(表7)

回答者の所得水準あるいは生活水準は、永住の質問に対する回答にも関連している。在日韓国人の生活に関して下流に属する人々13人のうち10人(77・0%)は永住に賛成であり、中流所得層に属する人々の間では不安やアンビバランスの度合がより著しい。低所得層は中流所得層と似た回答パターンを示している。132人の中流所得層のうち、46・2%が永住に賛成である。13・6%は帰国する意志があり、18・9%は未決定もしくははっきりした意見を持っていない。15・9%は帰国のための確実な条件を付け加えている(表8)

これらの測定結果から、大多数の回答者が帰りたいと望む祖国が彼らのニーズや要求を満たすことに関して何も提供せず、しかも現在住んでいる日本がマイノリティーとの融和をはかることに少しの関心も示さないという板ばさみに陥らされていると見ているという仮説的な結論を導き出すことができよう。マイノリティーに対する日本の公政策は融和というよりはむしろ常に差別政策であった。

1945年まで、日本政府は在日韓国人を同化する政策を続けた。それは、日本人マジョリティーと韓国人を区別する文化的、言語的特徴を放棄すること、日本人社会にとけこむことを韓国人に要求した。その政策は部分的には成功したが、在日韓国人の民族的・文化的様式をかえるにはいたらなかった。日本人よりもより長い歴史的連続性を持つ文化を持つ韓国人の多くは、自己の文化的特徴を放棄しようとはしなかったからだ。しかし、より重要なことは、民族的優越主義がゆるぎなく組み立てられた日本社会は、韓国人のような移住者の入り込める余地など持たなかったということである。

戦後においても、日本政府は韓国人マイノ

リティーへの同化政策を継続しつづけた。だがそれは、本国送還と排除というこれまでとは異った極端な方法が盛り込まれた。日本政府及び日本国民は、日本社会内の韓国人との融和を真剣に試みたことは一度もなかった。もし、同化と融和との間の区別を同化はあるマジョリティーの一定不変の社会へのマイノリティーの合併と没入としての同化であり、融和はあるマジョリティーとあるマイノリティーとの寛容によって特徴づけられた妥協の一過程としての融和であるとするならば、日本人は明らかに在日韓国人と融和する努力をほとんどしていない。したがって、民族隔離と同化を一つの連続体の両端にあるとすれば現在日本に住む韓国人の大多数はおそらく民族隔離の側により近いところに置かれていると言えよう。

このような状況のもとで、アイデンティティーの問題は、一般的には在日韓国人全体にとって、特に二世・三世にとって特別な意味を滞っている。この問題は日本の生活様式に初めから好むようにしむけられ、しかもなお日本人マジョリティー側の公然とした、あるいは見えぬところでの排外的手段に挫折感を持っている二・三世の間ではより深刻であるようだ。これら新しい世代は、韓国人に対するかなりの敵対的態度や、根深い偏見の中で育ったので、かなりの不信・恥・疑念・劣等感をいだいて青年期にいたる。彼らは自分が何者なのか、どこに属するのか、あるいは、誰に属するのかを知らないという意味で、エリクソンが「役割の混乱」と評した犠牲者になりやすい。

人格同一性(パーソナルアイデンティティー・自己像)の感覚の達成は、社会環境に左右されるのが大部分である。二・三世の在日韓国人が親の過去とのつながりという点から自己を考えるとどうかということは決定的な問題である。若い韓国人が子孫・友人・学生として自己自身について学んだ事柄全てを共に持ちよることができ、将来にそなえてこれらの異った自己のイメージを意味する、又過去とのつながりを表わす結合した統一体へと

統合することができるならば、彼らは社会心理的同一性（サイコソーシャル・アイデンティティー）の感覚に致達するのはさほど困難ではないだろう。

ここで報告されている研究では、二・三世の間での自我同一性（エゴ・アイデンティティー）の感覚発達に関連した問題の複雑さを厳密に調べはしなかった。しかしながら、在日韓国人の親子関係を調査することによってこの問題に取り掛ってみた。「子供との関係で何か困っていることがありますか」という質問に対して、225人の回答者の10・2％は世代の相異によるいくつかの「コミュニケーションの問題」があると述べた。8・4％は民族同一性（ナショナル・アイデンティティー）の感覚を教えこむことができないと示した。2・2％は子供の日本人との国際結婚に懸念を表わした。3・5％は日本人からの差別的行為に子供がさらされていることで悩んでいた（表9）。

しかし、この質問に対して61・3％が否定した。子供達とうまくやっていると思われ

る圧倒的な回答者の背後にある理由をたしかめる方法はない。非常にありうることだが、若すぎるために子供がいない回答者がここに含まれているのかもしれない。もしそうだとしたら、子供達のことで種々の困難を経験している親の実数はこの数字よりもっと多いだろう。

今後の研究は、韓国人マイノリティー問題に向って、また焦点をあてて、在日韓国人二・三世の人格発達の過程の複雑さを見抜く力を得るためになされるべきである。彼らの育った社会環境や、彼の中でますます強められた挫折感を考えれば、彼らの中で高められた意識の成長と結びついてより若い在日韓国人の中から現われる集団同一視（グループ・アイデンティティー）が増々必要となりそうだ。そして、より古い世代の朝鮮人と日本人がこの傾向にどう反応するかによるが、彼らは日本の韓国人マイノリティーの将来にかなりの影響を及ぼすだろうと言うにとめておこう。

〔訳・李貴陽〕

表1 在 住 期 間

摘 用	割 合 (%)	数
20年以下	3.1	7
21－25年	2.2	5
26－30年	12.8	29
31－35年	8.0	18
36－40年	18.2	41
41－45年	8.8	20
46年以上	11.1	25
日本生れ	34.6	78
回答なし	0.8	2
合 計	100.0%	225人

表2 日本への移住理由（日本生れを除く）

摘 要	割 合 (%)	数
生活苦	45.5	67
親に連れられて	38.1	56
親類と一緒にいるため	4.0	6
結婚するため	2.7	4
勉強するため	2.0	3
その他	4.7	7
わからない	2.7	4
合 計	100.0%	147人

表3 教育歴

摘 用	割合 (%)	数
教育を受けていない	3 1.5	7 1
漢文を習った	3.5	8
小学校(中退)	4.0	9
小学校(卒業)	1 3.7	3 1
中学校(中退)	1.7	4
中学校(卒業)	1 3.3	3 0
高校(中退)	4.8	1 1
高校(卒業)	1 8.6	4 2
大学(含, 中退)	1.3	3
大学卒業以上	5.3	1 2
回答なし	1.7	4
合 計	1 0 0.0 %	2 2 5人

表4 宗 教

摘 用	割合 (%)	数
儒 教	0.8	2
仏 教	8.4	1 9
プロテスタント	4.0	9
カソリック	0.8	2
創 価 学 会	2.6	6
そ の 他	1.3	3
な し	8 0.8	1 8 2
無 回 答	0.8	2
合 計	1 0 0.0 %	2 2 5人

表5 永住と将来の計画

摘 用	割合 (%)	数
日本に永住する	5 1.5	1 1 6
帰国する	1 2.8	2 9
統一された時帰国する	9.3	2 1
韓国の生活が向上した時に帰国する	5.7	1 3
北朝鮮へ帰国する	3.1	7
わからない	1 6.4	3 7
回答なし	0.8	2
合 計	1 0 0.0 %	2 2 5人

表9 親子関係における困惑

摘 用	割合 (%)	数
世代差によるコミュニケーションの問題	1 0.2	2 3
日本人による差別	3.5	8
民族的主体性の感覚を教え込むことの難しさ	8.4	1 9
日本人との国際結婚	2.2	5
時間がないため家で子供の世話が十分できない	2.6	6
子供の将来について悩む	2.6	6
その他	2.2	5
問題なし	6 1.3	1 3 8
回答なし	6.6	1 5
合 計	1 0 0 %	2 2 5人

表7 年令差と日本永住の意思(単位%, カッコ内は該当数)

		年			令	
		4 0未満	4 0～5 4	5 0以上	合 計	
永住の質問に対する態度	永住する	5 5.1 (4 3)	4 8.7 (3 7)	5 0.7 (3 6)	5 1.6 (1 1 6)	
	韓国へ帰国	8.9 (7)	1 4.4 (1 1)	1 5.4 (1 1)	1 2.8 (2 9)	
	統一された時に帰国	1 1.5 (9)	6.5 (5)	9.8 (7)	9.3 (2 1)	
	韓国での生活条件が向上された時に帰国	2.5 (2)	5.2 (4)	9.8 (7)	5.7 (1 3)	
	北朝鮮へ帰国	2.5 (2)	3.9 (3)	2.8 (2)	3.1 (7)	
	わからない	1 6.6 (1 3)	2 1.0 (1 6)	1 1.2 (8)	1 6.4 (3 7)	
	回答なし	2.5 (2)	—	—	0.8 (2)	
	合 計	1 0 0 (7 8)	1 0 0 (7 6)	1 0 0 (7 1)	1 0 0 (2 2 5)	

表6 日本人と個人的に親しい関係を持っていることと日本永住の質問に対する回答

	日本人と兄弟のように親しくした経験について					合 計
		経験ある	経験ない	わからない	回答なし	
永 住 の 意 思	永住する	59.1 % 55人	44.0 % 55人	100.0 % 6人	—	55.6 % 116人
	韓国へ帰国	9.6 % 9人	15.2 % 19人	—	100.0 % 1人	12.8 % 29人
	統一された時に帰国	7.5 % 7人	11.2 % 14人	—	—	9.3 % 21人
	韓国での生活条件が	2.1 % 2人	8.8 % 11人	—	—	5.7 % 13人
	向上された時帰国	2.1 % 2人	4.0 % 5人	—	—	3.1 % 7人
	北朝鮮へ帰国	17.2 % 16人	16.8 % 21人	—	—	16.4 % 37人
	わからない	2.1 % 2人	—	—	—	0.8 % 2人
	回答なし	—	—	—	—	—
	合 計	100.0 % 93人	100.0 % 125人	100.0 % 6人	100.0 % 1人	100.0 % 225人

表8 所得水準と永住の意思(単位%, カッコ内は該当数)

	高	中	低	合 計
永住する	70.0(10)	46.2(61)	55.1(43)	51.5(116)
韓国へ帰国	7.6(1)	13.6(18)	12.8(10)	12.8(29)
統一された時に帰国	7.6(1)	8.3(11)	11.5(9)	9.3(21)
韓国での生活条件が	—	7.5(10)	3.8(3)	5.7(13)
向上された時に帰国	—	3.7(5)	2.5(2)	3.1(7)
北朝鮮へ帰国	7.6(1)	18.9(25)	14.1(11)	16.4(37)
わからない	—	1.5(2)	—	0.8(2)
回答なし	—	—	—	—
合 計	100(13)	—	—	100(225)

注. 所得水準について、わからない、回答なしが各々1名ずついて、彼らはすべて永住を希望している。

ニ情報

■第18回申京煥氏裁判

去る6月6日行なわれた裁判は、まず前回の公判において鑑定人として採用された高野雄一（東大名誉教授・上智大教授、国際法）氏の宣誓によって始まった。高野教授は、8月末日までに、①協定永住権を喪失せしめる退去強制令書を発布することが国際法の見地から妥当でない場合があるか②同該当者に対し退去強制令書を発布することが国際法上権利の濫用にわたるとされる場合があるか、の二点について鑑定書を作成し、東京地裁に提出する。

また、前回公判において申君側の弁護団から要請のあった第六次韓日会談の日本側議事録の提出を外務省に求めることも決った。この議事録を法廷に出させれば、在日同胞の法的地位問題に関する不明点が明確にされると期待されるが、外務省当局が“外交機密”をタテに拒む可能性もあり、注目される。

次回は9月10日午前10時より行われる。

■大村収容所に調査団

去る4月18、19の両日、国会議員や弁護士を中心とする「大村収容所調査団」が同収容所に入り、収容人員、収容期間等を調査した。今後、この調査を基にして処遇改善と長期拘留者に対する仮放免の促進を各方面に働きかける。

調査団の一員である西山要弁護士は、「収容者のほとんどは残された家族の生活を心配しており、刑期の定めなき収容者たちの精神的苦痛は計り知れない」と伝えている。

以下は西山弁護士のメモからの抜萃
＜収容人員・期間＞本年4月1日現在、男94人、女8人の計102人が収容されておりその期間は1年未満75人、1-2年15人

2-3年10人、3年以上2人。ほとんどが密入国の人たちで、他は、資格外活動、貧困者、精神障害者等の退去強制事由の該当者。

＜処遇状況＞朝7時起床、夜10時就寝まで点呼、食事、入浴があり、時間的な規制があるが、それ以外はほぼ自由。1日の食費は306円39銭で2400カロリー。医療施設として、診療室、レントゲン室、薬局があり医師2名、看護婦、薬剤師各1名。通信はすべて検閲し、保安上の必要がある場合は制限。
＜送還について＞1950年より昨年末まで男13,371人、女5,258人。自費出国希望者にはその便宜を図る。送還は集団送還で海上保安官と入国管理官が乗り込み、釜山で引き渡しを行う。

＜仮放免＞調査団に対する未永審査課長の説明によると、法律論として強制送還令書が発行されている以上、在留活動は本来的に無理。ただ、仮放免の制度があるのでその運用が問題だとし、自費出国の場合には問題がないがそれ以外の場合は、①本人が病気で収容の継続が困難な場合、②家族が病気で本人の仮放免が必要不可欠の場合、を許可基準とした。

尙収容者のうち、退去強制処分の無効を訴える行政訴訟を起しているのは18件あった。

■在日同胞数65万3千4百9人

韓国外務部が明らかにしたところによると本年6月末現在の在日韓国・朝鮮人の数は、65万3千4百9人で、韓国の在外同胞の62%である。

'76年3月発行の「入管白書」によれば、'74年末現在の在日韓国・朝鮮人の数は、64万3千96人であったので、この2年6ヶ月の間に1万3百13人増えたことになる。

■准看学校の民族学校出身者学拒否事件

民族学校出身者であることを唯一の理由として東京都の准看学校の受験を断われた（民閥連ニュース第21号参照）黄奈美（ホン・ナミ）さんが、去る5月25日、都の下谷医師会付属准看護婦学校で追試験と面接を受け、合格した。これは、東京都が先の受

験拒否を都職員のミスとして追試験を認めたもの。

朝鮮総連は、今回の事件を契機に、民族学校卒業者の看護婦資格取得における民族差別を撤廃するよう、去る6月16日、厚生省に申し入れをした。

■国民年金受給資格誤認事件

12年間かけ続けた国民年金の受給資格を一方的に取り消された東京都荒川区の金鉉鈞さんは、6月14日、厚生省社会保険審査会を訪ずれ、再審査請求を行った。

これは、さる4月13日に下した東京都の「金鉉鈞さんは日本国籍を有しておらず、事務的ミスによって契約したものだから、もともと国民年金に加入する資格はなかった」とする決定を不服としてなされたもの。

厚生省に提出した申立書は、東京都の決定の事実誤認を指摘した後、①立法趣旨から見て、国民年金法は必ずしも外国人を排除していない②実際には厚生年金との通算で極めて大きな不利益をこうむっている、という点が強調されている。

■本名称裁判

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華（チョエ・チャンホ）牧師が起した本名裁判の判決公判がさる7月11日福岡地裁小倉支部であり崔牧師が全面敗訴した。

同判決は、氏名に“人格の象徴”としての一面があることを認めながらも、①日本では中国、韓国・北朝鮮の地、人名については原則的に漢字表記、日本語読みの確立した慣習がある②言語の問題は、主義、人権、民族などの問題である以前に社会習慣の問題である——と判断し、崔牧師の名前を日本語読みしたNHKに違法性はないとした。

崔牧師は、この判決を不服として控訴する方針でいる。

■国公立大学教員に定住外国人を任用せよ、

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会の徐龍達（ソ・ヨンダル＝桃山学院大学教授）と金東

勲（キム・トンフン＝大阪経済法科大学助教授）は、さる6月17日、文部省に①国公立大学の専任教員に在日同胞を登用すること②国公立大に韓国学科を設置し、韓国語を第二外国語に加えること③アジア関係講座の開設を推進すること、の3点を申し入れた。

これに対して文部省は、専門科目の非常勤講師について採用を検討することを約束した。また、助教授以上への任用についても「公務員法の立法の基礎は日本国籍をもつものを前提にしているのでもずかしい」と消極的な反応を示したが、両教授の説得によって前向きに検討することを約束した。

■「被爆白書」作成へ

広島の韓国人被爆者救援対策特別委員会はさる6月27日の第1回会議で「原爆被災白書」を作成することを決めた。

これは、同じ被爆者ではあっても、日本人被爆者に比べて、在日韓国人被爆者や在韓被爆者は何ら救済措置をとられておらず、彼らを救援するためには、まず実態を正確に把握する必要があるという意見が会議で強調されたために出てきたもの。

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

第9回口頭弁論が6月27日、東京地裁民事三部で開かれた。今回の口頭弁論は、被告・国側が主張した「訴訟は行政府になんらかの行為を求める給付訴訟であり無効」とする考え方に対する原告側の反論がなされた。その理由は①この訴訟は、原告らが日本に帰国する地位にあることを確認するもので、義務確認訴訟である②日本が原告らをサハリンに動員したものであり、動員を解く法的義務をいまだに履行していない、というものである。また、法務大臣が国会で道義的責任を認めながら法的義務のないことを強調するのはおかしいと言っている。

今回は9月14日、同地裁で。

また、最近在樺太韓国人から日本にいる家族のもとにきた手紙によると、ソ連政府は日本が入国を許可すれば、在樺太韓国人に期限

6ヶ月の旅行証明書を発行する意向を持っていること、またそれは駐日ソ連大使館で延期も可能であることがわかり、日本政府の対応が注目される。

■「丸正事件」えん罪を示す有力証拠でる

22年前、静岡県で起った強盗殺人事件（丸正事件）の主犯として無期懲役を言い渡された李得賢（イ・ドクヒョン）氏の仮出獄を機に、再審を求める動きが活発になっているが、この程、李さんの無罪を証明する新証拠が出てきた。

これは、事件の唯一の目撃者とされ、李さんの有罪を決定づけた当時の静岡県三島市のタクシー運転手Sの証言が警察によってねつ造された疑いがきわめて強くなったもので、その理由は、Sが目撃者であることを示すため1時10分に「ツバサ」喫茶店を出、事件現場を通過したとされたものが、当時の配車係が零時45分の間違いで、勝手に自分の名前を盗用して証拠書類を作ったということを示したためである。

「丸正事件」の再審請求をしている竹沢弁護士は、李さんの無罪を示す新証拠だとしている。

尚、22年間の獄中生活で体を悪くした李さんは、7月11日心不全の手術を受け、成功した。

■朝高生に対する暴行事件続発

さる6月27日午後5時から5時半にかけて、埼玉県・大宮駅で日本人高校生2百数十人が朝高生20人を襲い、同駅ホーム、階段改札口付近でなぐる蹴るの暴行事件を加え、8人に重傷を負わせた。また、6月30日には、東京・蒲田駅で、日本人高校生30人が15人の朝高生を襲い暴行を加えるという事件が起った。

「朝鮮時報」によると、日本人高校生の朝高生に対する暴行事件は今年4月以降急増、確認されただけでも数十件にのぼっている。また、同紙によると、先の大宮駅と蒲田駅での事件の際、警察・鉄道公安は被害を受けた

朝高生を派出所などに連行し、犯罪者扱いをしたとして強く抗議している。

■NHKに韓国語講座を

現在NHKに韓国語講座の開設を要求し署名運動をしているグループは「NHKに韓国語講座を求める会」と「NHKに朝鮮語講座の開設を要望する会」（中野好夫代表）があるが、去る6月30日、「NHKに韓国語講座を求める会」が13万千百87人の署名をもってNHKを訪れ、坂本朝一会長に韓国語講座の早期開設を迫った。

すでにNHKでは独自にプロデュースを編成して講座開設に取り組んでいるが、この日の坂本会長の話では、南北の難しい政治状況の中で、「韓国語講座」とするか「朝鮮語講座」とするかという問題一つとっても、講座開設の段になるとシリアスな問題となってくる、と言っており、今後の成り行きが注目されるところである。

■島根県・江津市で公営住宅入居差別撤廃

去る6月9日、島根県・江津市議会は、県内に居住する在日韓国・朝鮮人の公営住宅入居を認める決議を全会一致で採択した。

これは、朝鮮総連島根県本部の要請によって実現したもので、これにより、過去20年間、同県在住の在日同胞の公営住宅入居を排除してきた「市条例」の関係条項が全て無効となった。

尚、島根県内では、江津市の他に、浜田市、安来市、平田市、益田市が公営住宅入居の差別を撤廃する決議をしている。

【資料】

在日韓国人金敬得君の司法修習生採用問題 に関する意見書（第六）

先に提出した第一ないし第五意見書に追加して、この意見書を提出します。本意見書は外国人司法修習生の採用拒否の問題を司法行政上の裁量権および憲法22条（職業選択の

自由)の点から考察したものであります。

第一 司法行政上の裁量権には限界がある。

一、司法修習生として採用されるべき権利を制限または剥奪する行為は**裁束行為**である。

裁判所法66条が「司法修習生は司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる」という表現をとって、文言上任命を義務づけていないことおよび司法試験法第一条(目的)が「司法試験は裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」と表現して、司法試験が、司法修習生の採用試験でなく、その資格試験の形式をとっていることからみると、司法試験合格者について、最高裁判所は、これを義務的に司法修習生に採用しなければならないのでなく、司法試験合格者の中から、最高裁判所の自由な裁量によって、適任者を選択しうるかの如く解されるおそれがあります。しかし、そう解するのは正当ではありません。

そもそも、司法試験は、司法試験法第一条に規定するように「裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者」のために、その「学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的」として実施されるものであって、それ以外のものではありません。従ってこの試験に合格した者は当然に裁判所法66条による司法修習生として採用されるべき権利を取得するものであって、この権利を最高裁判所の自由裁量によって制限・剥奪することは、原則として許されないといえましょう。

今日の行政法学の定説においても、権利又は自由を制限剥奪する行為は、明文の定めがない場合においても、行政庁に対し法の**裁束**が存する(講学上の「**裁束裁量**」である)ことを認めております(美濃部達吉「行政裁判法」125頁(資料53)、田中二郎「新版行政法上巻(全訂第二版・弘文堂刊)116—120頁(資料54)。

二、採用拒否の裁量権には、弁護士制度の本質からの限界がある。

そこで最高裁判所が、司法試験合格者の権利を制限し、司法修習生への採用を拒否するには、その合理的基準が明確にされなければならないのでありますが、そのためには、司法修習という制度の性格が正しく認識される必要があります。

すなわち、司法修習制度は裁判官・検察官のほかに弁護士を養成するものであることに着目しなければなりません。

そもそも、弁護士の業務は、歴史的には全く自由な職業であって、日本では、江戸時代に「公事師又は出入師」と呼ばれ(奥平昌洪「日本弁護士史」12頁)、明治5年の司法職務定制以後は「代言人」と称せられた(同34頁)が、いずれも自由業であって政府による資格制限をうけるものではなかったところ、明治9年の代言人規則の制定によってはじめて政府による免許制が敷かれ(同169頁)、以後明治26年に弁護士法(旧々弁護士法)の制定をみ、旧弁護士法(昭和8、法53)を経て今日の弁護士法(昭和24、法205)に至ったものであります。このように弁護士業務は本来自由職業たる本質と歴史をもっていたものであります。社会生活の複雑化、近代化に伴い、人の権利・利益の擁護のためには、弁護士業務を行う者に一定の法律知識が要求されるようになり、試験制度資格制度が設けられ、試験に合格して資格をえたものにのみ免許(講学上の「警察許可」)を与えることとしたのであります。そして、既述(第四意見書第二)のとおり、旧々弁護士法(明治26、法7、改正大3、法40)の時代においては、試験に合格すれば直ちに弁護士資格を取得できたのが、旧弁護士法(昭和8、法53)になると、高等試験の合格後弁護士試補としての実務修習を課せられるようになり、この弁護士試補の修習申込について弁護士会は「弁護士会ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アルトキ」は「司法大臣ノ認可ヲ受ケ修習ノ申込ヲ拒絶スルコトヲ得」とされることになりました(弁護士試補実務修習規

則資料50)。そして現行弁護士法になると司法試験合格後最高裁判所のもとで、司法修習生として採用され、修習を終えなければ弁護士となれない制度となったわけであります。

以上のような弁護士の歴史とその自由業たる本質をみれば、最高裁判所は司法修習生の採用につき、可能な限り拒否の態度をとるべきでないことが明らかとなったものと思います。

裁判所法66条における最高裁判所の司法修習生採用拒否の裁量権は極めて限られたものであり、かつ、司法修習という目的の範囲内に限定されたものでなければならないのであります。

三、最高裁判所は、国籍を司法修習生欠格事由とする権限を有しない。

司法修習規則第17条第18条は、「司法修習」の目的遂行のため設けられた規制であります。右の条項はいずれも合理性を有するものとみとめられます。

そこで、最高裁判所が裁判官会議の議によって設けた昭和32年度以来の「司法修習生採用選考要項」が、果して合理性を有するものかを検討してみますと、同要項の選考欠格事由の、2号「禁錮以上の刑に処せられた者」3号「禁治産者又は準禁治産者」4号「破産で復権を得ないもの」は、いずれも司法修習規則第17条各号と同文であり、前述のとおり合理的規制であるとみとめられます。ところが選考欠格事由1号「日本の国籍を有しない者」の合理性はまことに疑わしいといわねばなりません。

(1) 管理運営面からは排除の理由がない。

問題は、まず、「司法修習」を最高裁判所が管理運営するうえにおいて、日本国籍を有しない司法修習生(外国人司法修習生といいます)を採用すると、不都合が生ずるかということであります。

この点については、既述(第五意見書第一)のとおり、司法修習生は「国の職務」を行うものでなく、国家秘密などを取り扱いまたは知ることがないのであるから、外国人司法修

習生が司法修習の管理・運営上不都合の種となることはありえないと思います。

仮に、外国人の在留期間が修習期間より短いような場合には、留学生について法務省が在留期間の延長を配慮していると同様に、司法修習生についても、法務省の配慮を求めれば足ることであります。

(2) 国籍条項は、弁護士会の専権事項であり、最高裁判所が判断すると弁護士会の自治権を侵すことになる。

司法修習生から外国人を排除することは、弁護士から外国人を排除することにつながり実質上、裁高裁判所が外国人弁護士を認めるべきかを判断することになります(判事・検事についての論議は省略します)が、それは弁護士会が、弁護士登録に際して判断することであって、事前に最高裁判所が判断する必要のないことであります。もし、弁護士会の同意をえることなく、最高裁判所の独自の権限として、将来弁護士となりうべき外国人司法修習生を排除するとすれば、それは弁護士法が弁護士登録を弁護士会の専権に委ねた趣旨に反し、弁護士会の自治権を侵すことになります。この点は既述(第四意見書第二)のとおりであります。

したがって、最高裁判所が実質上外国人を弁護士から排除することになる国籍条項を定めることは、裁量権の範囲を超え、許されないことと考えます。

第二 外国人弁護士・その前提としての外国人司法修習生を排除することは、憲法22条(職業選択の自由)等に違反する。

そこで、わが国法上弁護士業から外国人を排除し、したがって、弁護士になるための正式コース(兼子一、裁判法265、資料27)たる司法修習生からも、外国人排除する合理的根拠があるかを検討してみます。

一、憲法22条1項および14条は外国人にも及ぼされる。

憲法22条1項は「何人も、公共の福祉に

反しない限り、居住、移転および職業選択の自由を有する」と規定し、この「何人も」の中に外国人が含まれるかについて、通説はこれを肯定し、外国人にも原則として職業選択の自由は認められるが、外国人に対しては特別な理由があれば外国人限りの制限を設けることはさしつかえないとしています〔註解日本国憲法上巻441頁、宮沢俊義「憲法Ⅱ」（有斐閣法律学全集）380頁、萩野芳夫「外国人の人権」（日本評論社刊「体系、憲法判例研究Ⅱ」有倉遼吉教授還歴記念）311頁〕。

また、憲法14条（法の下の平等）の適用については、外国人は直接的には適用をうけないが、法の下の平等の趣旨は外国人にも及ぼされうとするのが通説であり（註解日本国憲法上巻346頁）判例（最高裁昭和3911、18、大法廷）も「憲法14条の趣旨は、特段の事情の存しない限り、外国人に対しても類推さるべきものと解するのが相当である」としています。

以上の点から、わが憲法は、外国人に対して、公共の福祉その他特別の事由のない限り日本国民と同様の取り扱いをすることを求めているというべきであります。弁護士・司法修習生について、果して外国人を不平等に扱い、職業選択の自由を制限しなければならないような公共の福祉や、それに類する実質上の理由があるでしょうか。

三 外国人を弁護士・司法修習生から排除する合理的理由はない。

（1）この点については、外国人弁護士・外国人司法修習生の場合具体的にどのような公共への害、あるいは個人への害が予想されるかを考えてみるとよいと思います。

司法修習生の場合の守秘義務違反による国家秘密の漏泄の害のありえないことについては既述（第四意見書第一）のとおりであります。

外国人弁護士の場合は、弁護士業務の実面で依頼者に迷惑を及ぼし、依頼者への忠実義務を果たしえないのではないかという点に

ついては、第五意見書第一、四（外国人と忠誠義務について）でも述べたとおり、弁護士の使命は、何よりも自己の依頼者への忠実義務を果たすことにあり、その義務はその弁護士資格を与えた国やその弁護士が国籍を有する国の国益をも超えるものであるとの、弁護士の超国家的職業的使命からすれば、杞憂にすぎないと考えます。

（2）外国人との言葉や文化性の相異という点でも、わが司法試験の場合、高度の国語力と日本文化（風俗・習慣も含めて）への理解なしには合格しえないわけですから、言葉や文化の相異が弁護士活動に支障を来し、依頼者に迷惑をかけることはないと思われます。

むしろ、外国人として外国語や外国事情に通じていることが国内にいる外国人や外国との取引の上で利点として歓迎されることもあり（ニューヨークの弁護士となった伊藤迪子さん（資料42・43）がより例です）、外国人弁護士の必要性が肯定されるべき場合があるともいえるでしょう。在日65万の同胞をかかえる金敬得君の場合には、「朝鮮人弁護士」として活動する必要性が高いものといわねばなりません。

三 以上によって、国籍は弁護士・司法修習生から外国人を排除する合理的理由となり得ないことはあきらかとなったと信じます。それゆえにこそ、新弁護士法は、旧弁護士法の外国人排除条項（2条）を廃止し、日本国籍を有しないことを欠格事由とせず（6条）、司法試験法も受験資格につき外国人を排除せず、司法修習生に関する規則も、日本国籍の喪失を罷免事由としなかった（17、18条）ものであります。

したがって、日本国籍を有しないことを、司法修習生採用の欠格事由とすることは、憲法14条、22条、弁護士法、裁判所法66条に違反するとの結論に到達するはかありません。

第三 アメリカ連邦最高裁判所は「外国人」という抽象的基準で弁護士資格を判断すること及びその判断を司法試験委員会がなすことは違法であるとの見解を示しています。

以上、第一・第二で述べた最高裁判所の裁量権の限界及び一般的に外国人を司法修習生から排除することの違憲性に関連して、1973年6月26日のグリフィス事件に関するアメリカ連邦最高裁判所の判決（資料23、32）が再び参考となります。

すなわち同判決は、つぎのように述べています。

『（1）憲法修正第一条（平等条項）の適用については、国籍とか人種とかの非常に大雑把な区別で法の運用を異にするのは本来的に疑わしい区別であって、もしこの区別を採用するならその正当性を示さなければならない。

（2）コネチカット州（司法試験委員会）が司法試験受験者につき、「弁護士としてふさわしい人格と適応性」を有しているかを選考基準とすることは、実質的にも重要であるし、憲法上許されるが、このような実質的な理由ではなく「居住外国人」であることのみを弁護士資格付与の選考基準とすることは不当である。

（3）「居住外国人は、依頼者への責務を果さない」との州の主張は不当であり、居住外国人のうち弁護士業務に向かない者がいるかもしれないとの推定から居住外国人の弁護士資格をまったく認めなくてもよいということとはできない。

（4）州は個別に受験者の適応性について審査することができる。その一つとして州および連邦の憲法を遵守する旨の宣誓を求めることができ、さらに一たん弁護士資格が付与された後は弁護士会および裁判所からの継続的な審査をうける。すなわち、弁護士倫理に違反した場合の資格剥奪を含めた懲戒や刑事制裁がなされることがある。したがってあらかじめ居住外国人すべてを弁護士のような高度の専門職から排除する

ことはできない。』

この判決で指摘されていることを要約すれば、一つには、「外国人」という基準は抽象的にすぎて弁護士資格判断の基準としてふさわしくないということ、一つには、司法試験委員会が「外国人」という基準であらかじめ弁護士資格を排除するのは不当で、その外国人弁護士の監督や資格剥奪は弁護士会にまかせればよい、ということであります。

この二点はいずれもそのまま（司法試験委員会を最高裁判所と読みかえれば）わが国の場合にあってはめてよいでしょう。

要するに外国人ということは、弁護士・司法修習生となるのに実質上障害事由となることはないし、最高裁が「外国人」という基準で弁護士会より先にチェックを行うのは不当であるといわねばならないのであります。

第四 金敬得君は「外国人」として取り扱われるべきではない。

かりに、以上の私どもの考え方を譲って、最高裁判所が司法修習生の採用に関して、外国人を排除するについて、ある種の合理的理由をもっと仮定しても、なお、この場合、金敬得君はその排除さるべき「外国人」には入れられるべきではないと考えます。

というのは、金敬得君は在日朝鮮人の子として日本に生まれ、日本で育ち、日本の小・中・高校・大学の課程をへて、日本文化についての相当の教養を身につけている者でありかつては日本人であり、サンフランシスコ平和条約によって国籍は喪ったとされますが、日韓法的地位協定の該当者として日本での永住権を取得している（資料2）わけでありす。そして今後とも日本に居住して在日同胞と日本国民との間に立って日朝両民族の理解と共存のため、その生涯を捧げよう決意している（金君の請願書資料41）のであります。

そのどこをとってみても、日本人と区別して司法修習生・弁護士資格を拒否されるべき実質的事由を見出すことはできません。

その故に、金敬得君を「外国人」とみなし

て、司法修習生から排除するのは違憲・違法
といわざるをえないのであります。

待いたします。

以 上

昭和52年3月16日

最高裁判所におかれては、以上第一ないし
第四の意見。および従前提出の第一ないし第
五意見書、さらには、本問題の提起後、日本
の内外から寄せられた国民世論・国際世論を
尊重せられ、本年3月末までに金敬得君を司
法修習生に採用の決定を下されるよう切に期

弁護士	原 後 山 治
弁護士	泉 博
愛知県立大学外国語学部	田 中 宏
助教授	
弁護士	鈴 木 五十三
弁護士	杉 田 光 義

最高裁判所

長 官 藤 林 益 三 様

民 閩 連 ニ ュ ー ス 定 期 購 読 の お 願 い

民閩連ニュースは、各地の民族差別と闘う運動を紹介していく中で、具体的に運動体間の
連絡を保障していくとともに、教育問題・就職差別・行政差別・入管問題等に関する資料と
情報を読者の皆様に提供すべく発行してまいりました。今号をもって第22号となりますが
この間、民族差別によってどう人間が歪められているか、何故民族差別と闘わねばならない
のかという関心を深め、民閩連運動の発展に寄与したと自負するとともに、今後とも差別体
制を告発し、かつ撤廃させていくものでありたいと思っています。

しかし、民閩連ニュースは、事務局の判断で、すでに民族差別問題に強い関心を持つグル
ープ、個人、あるいは、民族差別問題に取り組んでおられる多くの方々に郵送を続けてきま
したが、諸物価の上昇、郵送料の値上げ、購読料の未回収等の諸条件が重なり、今日重大な
財政的危機を抱えこむようになりました。

どうかこうした事情を御理解の上、誌代の払い込み、定期購読の申し込みに積極的な御協
力を御願います。

一日も早くニュース発行継続のための自立体制を確立したいと思いますので宜しく御協力
願います。

申し込み、振り込み先

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号 東京5-30268

在日韓国人に関する資料 (3)

出身地(本籍地)別在日韓国人の人口推移

出身地	1938年(昭13)		1952年(昭27)		1953年(昭28)		1954年(昭29)	
	人	比率%	人	比率%	人	比率%	人	比率%
慶尙南道	300,163	37.5	196,894	36.6	196,894	36.6	216,286	38.4
慶尙北道	184,651	23.1	131,926	24.5	131,926	24.5	142,744	25.3
済州道	全南に包含		64,117	11.9	64,117	11.9	70,764	12.6
全羅南道	165,125	20.6	59,425	11.1	59,425	11.1	63,303	11.2
全羅北道	48,858	6.1	16,202	3.0	16,202	3.0	13,982	2.5
忠清南道	28,751	3.6	13,209	2.5	13,209	2.5	13,807	2.5
忠清北道	22,524	2.8	11,054	2.1	11,054	2.1	11,918	2.1
京畿道	144,333	1.8	6,914	1.3	6,914	1.3	9,606	1.7
江原道	8,312	1.0	5,772	1.1	5,772	1.1	6,321	1.1
平安南道	7,824	1.0	2,382	0.4	2,382	0.4	2,614	0.5
平安北道	4,666	0.6	1,791	0.3	1,791	0.3	1,478	0.3
咸境南道	5,884	0.7	2,645	0.5	2,645	0.5	2,507	0.4
咸境北道	3,044	0.4	1,502	0.3	1,502	0.3	1,093	0.2
黄海道	5,643	0.7	2,509	0.5	2,509	0.5	2,707	0.5
不詳			21,412	3.9	21,412	3.9	4,016	0.7
総数	799,878	100	537,754	100	537,754	100	563,146	100

【表1】

【表2】

出生地	1959年(昭34)		1964年(昭39)		1969年(昭44)		1974年(昭49)	
	人	比率%	人	比率%	人	比率%	人	比率%
慶尚南道	231,352	38	221,698	38.3	233,730	38.7	246,638	38.6
慶尚北道	153,636	25.3	145,743	25.2	153,038	25.3	158,683	24.8
濟州道	85,036	14	86,490	15	93,331	15.5	101,378	15.9
全羅南道	62,132	10.2	59,115	10.2	59,498	9.9	61,423	9.6
全羅北道	13,997	2.3	12,439	2.1	11,733	2	12,064	1.9
忠清南道	14,017	2.3	12,918	2.2	12,830	2.1	13,053	2
忠清北道	12,377	2	11,272	1.9	11,349	1.9	11,459	1.8
京畿道	9,707	1.6	9,550	1.7	10,918	1.8	15,072	2.4
江原道	6,530	1.1	5,715	1	5,253	0.9	4,971	0.8
平安南道	2,721	0.4	2,227	0.4	1,966	0.3	2,084	0.3
平安北道	1,383	0.2	1,151	0.2	950	0.2	1,152	0.2
咸鏡南道	2,612	0.4	1,993	0.3	1,851	0.3	2,173	0.3
咸鏡北道	1,165	0.2	834	0.1	807	0.1	700	0.1
黃海道	2,461	0.4	1,908	0.3	1,716	0.3	1,473	0.2
不詳	8,407	1.6	5,519	1.1	4,742	0.7	6,683	1.1
總數	607,533	100	578,572	100	603,712	100	638,806	100

【表3】

出生地別在日韓国人の人口推移と比率

	総 数	日 本	韓国・朝鮮	そ の 他
1930年 (昭5)	419,009 100%	34,154 8.2%	384,855 91.8%	
1950年 (昭25)	464,277 100%	231,906 49.9%	232,371 50.6%	
1959年 (昭34)	607,533 100%	390,098 64.2%	215,160 35.4%	2,275 0.4%
1964年 (昭39)	578,572 100%	395,907 68.4%	180,842 31.2%	1,823 0.4%
1969年 (昭44)	603,712 100%	437,216 72.4%	165,228 27.3%	1,268 0.3%
1974年 (昭49)	638,806 100%	483,185 75.6%	154,054 24.1%	1,567 0.3%

【表4】 出生地別・出生時期別統計

(1974年4月1日現在)

出生地	性別	出 生 時 期 区 分				総 計
		1945.9.1 以前	1945.9.2 ～4.28	1952.4.29 以後	不詳者	
日 本	男子	67,260	46,049	133,233	261	246,803
	女子	67,163	42,915	126,054	250	236,382
	計	134,423	88,964	259,287	511	483,185
韓朝 国鮮	男子	86,363	1,577	1,130	103	89,173
	女子	61,153	1,803	1,837	88	64,881
	計	147,516	3,380	2,967	191	154,054
そ の 他	男子	100	43	71	2	216
	女子	93	36	62	1	192
	計	193	79	133	3	408
不 詳	男子	377	81	133	4	595
	女子	353	75	136	—	564
	計	730	156	269	4	1,159
計	男子	154,100	47,750	134,567	370	336,787
	女子	128,762	44,829	128,089	339	302,019
	計	282,862	92,579	262,656	709	638,806

〔表1〕〔表2〕数字出典

（注）道制は解放後のものとした。黄海南・北道、両江は黄海道にまとめ、慈江は平安北道にまとめた。

- ・1938年（昭和13年末、内務省警務局）
「在日朝鮮人処遇の推移と現状」法務研究報告書、1955年（湖北社版）
- ・1952年（昭和27年10月、国家地方警察本部警備第二課「在日朝鮮人の生活実態」）
「在日朝鮮人処遇の推移と現状」法務研究報告書、1955年（湖北社版）
- ・1953年（昭和28年3月）
「在日朝鮮人運動」篠崎平治、令文社、1955年

（注）1952年と1953年の統計数値は全く同じであるが、調査年月が違うため一応掲載した。金相賢「在日韓国人」朴在一「在日朝鮮人に関する総合調査研究」等では、1953年の統計としている。

- ・1954年（昭和29年12月末）
「在日朝鮮人の生活実態」日本赤十字社
- ・1959年、1964年、1969年、
「出入国管理とその実態」法務省入国管理局編 昭和46年版。
- ・1974年（昭和49年4月1日）
「在留外国人統計」法務省編。

〔表3〕数字出典

1930年、1950年は総理府統計局
「昭和25年国勢調査報告書 第8巻 最終報告書」——李煥「在日韓国人60万」。
1959年、1964年、1969年は、
法務省入国管理事務所編「出入国管理」昭和51年版。以上の資料より作成。

〔表4〕数字出典

法務省編「在留外国人統計」昭和49年版より作成。

編 集 後 記

■6月11・12日の両日、兵庫県尼崎市で第8回民閥連全国代表者会議を開催しました。第三回民閥連全国交流集会の企画と検討がされました。8月にも代表者会議がもたれますので、会議の詳細な報告は次号で掲載いたします。

■ニュースの内容が、資料めいたもので頁数をこなしている状態から早く脱したいと思うのですが思うようにいきません。各地で展開されている運動が無いとか、停滞しているとかなのではなく、編集子の力量不足によるのが最大の原因です。本当に申し訳なく思っています。早急に編集体制を整え、運動の生な声を読者に提供できるよう努力します。

■在日韓国・朝鮮人の定着化論がいろいろと取りざたされているようです。定着化＝同化というふうに結論づけてしまうとすれば、大きな落とし穴に落ちってしまう恐れを感じます。「定着」という言葉は、法務省関係の資料には早くから使われており、在日韓国・朝鮮人への同化・帰化政策を強調する枕言葉となっていることを忘れてはならないと思います。

（B、J）

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆RAIK発行資料

- ・全国版－在日韓国人の闘争－児童手当・公営住宅入居資格等の生活擁護運動の記録 №6 200円
- ・就職差別問題資料——糾弾!! 労働省・労務行政研究所 №7 200円
- ・㊟資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN:THE PROBLEMS 600円
- ・HOW LONG, O LORD:HOW LONG (樺太抑留韓国人問題) 400円
- ・民闘連ニュース 1号～22号(民闘連刊) 各150円
- ・第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円

☆日立闘争関係資料

- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張
朴君を囲む会刊(資料集№1) 300円
- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察——解放後における大阪を中心に——
朴君を囲む会刊(資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝己 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" №5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆各運動体その他の発行資料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ・エホ(コゲ)第1集～第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・第30号・第32号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- ・韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- ・緊迫した韓国キリスト者の叫び 日本カトリック正義と平和協議会刊 200円
- ・3・1祈禱会事件により立件された司祭のためのミサ " 200円
- ・アジアの人権 1号～4号 アジア人権センター刊 各400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- ・申京煥君の強制送還を許すな! №1～2 申君を支える会刊 300円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・申京煥裁判 証言集・第1集 申京煥を支える会刊 600円
- ・むくげ通信・合本 1976年版 №34～№39 むくげの会刊 600円

・強制送還阻止.ノ — 韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい.ノ №1~2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏改名を許すな.ノ	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・きつつきの群れ — 京都韓国学園建設問題に関する資料集 —		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進.ノ 7・20集会報告書		
	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 — 民族運動としての地域活動をめざして — 資料№1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・行政差別撤廃運動 — 尼崎市闘争旧録集 —	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 — 早稲田大学 同窓会七〇年史 —		2,500円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	"	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年~1953年)	"	2,600円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査	"	2,200円
・国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 — その差別と処遇の実態 —	佐藤勝巳著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール(1976)	750円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말を返せ.ノの要求に応じて		400円
・本名と教育	資料集№1	300円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" №2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか 改訂版	" №3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか — 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 —	" №4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	" №5	300円
・今日の朝鮮民族差別 — 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る —	" №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 改訂版	" №7	300円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 — 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって —	" №9	200円
・矢田チヨソン友の会“強制連行”の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		200円
・사람 (サラム) 民話編1		150円
・ " " 2		200円

・朝鮮半島の現状——統一を望む人々の声——	朝鮮半島の現状——統一を望む人々の声——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大1・2——	在日朝鮮人の経済生活——大1・2——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大3・4——	在日朝鮮人の経済生活——大3・4——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大5・6——	在日朝鮮人の経済生活——大5・6——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大7・8——	在日朝鮮人の経済生活——大7・8——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大9・10——	在日朝鮮人の経済生活——大9・10——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大11・12——	在日朝鮮人の経済生活——大11・12——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大13・14——	在日朝鮮人の経済生活——大13・14——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大15・16——	在日朝鮮人の経済生活——大15・16——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大17・18——	在日朝鮮人の経済生活——大17・18——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大19・20——	在日朝鮮人の経済生活——大19・20——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大21・22——	在日朝鮮人の経済生活——大21・22——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大23・24——	在日朝鮮人の経済生活——大23・24——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大25・26——	在日朝鮮人の経済生活——大25・26——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大27・28——	在日朝鮮人の経済生活——大27・28——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大29・30——	在日朝鮮人の経済生活——大29・30——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大31・32——	在日朝鮮人の経済生活——大31・32——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大33・34——	在日朝鮮人の経済生活——大33・34——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大35・36——	在日朝鮮人の経済生活——大35・36——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大37・38——	在日朝鮮人の経済生活——大37・38——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大39・40——	在日朝鮮人の経済生活——大39・40——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大41・42——	在日朝鮮人の経済生活——大41・42——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大43・44——	在日朝鮮人の経済生活——大43・44——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大45・46——	在日朝鮮人の経済生活——大45・46——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大47・48——	在日朝鮮人の経済生活——大47・48——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大49・50——	在日朝鮮人の経済生活——大49・50——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大51・52——	在日朝鮮人の経済生活——大51・52——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大53・54——	在日朝鮮人の経済生活——大53・54——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大55・56——	在日朝鮮人の経済生活——大55・56——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大57・58——	在日朝鮮人の経済生活——大57・58——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大59・60——	在日朝鮮人の経済生活——大59・60——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大61・62——	在日朝鮮人の経済生活——大61・62——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大63・64——	在日朝鮮人の経済生活——大63・64——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大65・66——	在日朝鮮人の経済生活——大65・66——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大67・68——	在日朝鮮人の経済生活——大67・68——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大69・70——	在日朝鮮人の経済生活——大69・70——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大71・72——	在日朝鮮人の経済生活——大71・72——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大73・74——	在日朝鮮人の経済生活——大73・74——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大75・76——	在日朝鮮人の経済生活——大75・76——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大77・78——	在日朝鮮人の経済生活——大77・78——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大79・80——	在日朝鮮人の経済生活——大79・80——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大81・82——	在日朝鮮人の経済生活——大81・82——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大83・84——	在日朝鮮人の経済生活——大83・84——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大85・86——	在日朝鮮人の経済生活——大85・86——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大87・88——	在日朝鮮人の経済生活——大87・88——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大89・90——	在日朝鮮人の経済生活——大89・90——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大91・92——	在日朝鮮人の経済生活——大91・92——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大93・94——	在日朝鮮人の経済生活——大93・94——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大95・96——	在日朝鮮人の経済生活——大95・96——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大97・98——	在日朝鮮人の経済生活——大97・98——	300円
・在日朝鮮人の経済生活——大99・100——	在日朝鮮人の経済生活——大99・100——	300円

発行日 1977年 7月15日 №22号 頒価150円
発行人 李 仁 夏
在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会
〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL. 03-203-7575
民閼連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268